

< 令和5年度夏期一斉取締り実施結果 >

監視指導予定施設数	監視指導延べ施設数	食品衛生法違反として改善指導した施設数
480	592	3

○ 特に食中毒の原因施設となる頻度の高い施設を重点的に監視を実施（279施設）

監視指導を行った施設	施設数
大量調理施設等（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）	88
食肉を取り扱う施設	187
鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）	4